

令和7年度 第1回 浜松市立高台中学校運営協議会 次第

令和7年5月29日(木)

15:30～16:30

第2会議室

開催要件の確認及び開会

＜進行：CS担当、記録：CSディレクター＞

1 会長挨拶

2 校長挨拶

3 委員任命書の交付（机上）

4 自己紹介

5 浜松市運営協議会規則確認

6 令和6年度 第3回運営協議会記録 及び 学校運営協議会自己評価表より

＜斎藤健二会長より＞

7 議長選出

8 熟議

＜進行：議長＞

（1）学校運営の基本方針について

- ・昨年度の評価（報告書、アンケート結果）（校長）
- ・令和7年度の学校経営（経営書 等）（校長）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針について（生徒指導主事）

（2）地域人材、企業の活用について

（3）夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について（教頭）

10 連絡事項

＜進行：CS担当＞

今後の予定 第2回 10月17日(金) 15:00～16:30

第3回 2月 6日(金) 15:30～16:30

閉会、事務連絡

【本日の資料・配布物】

- 1 次第
- 2 運営協議会年間計画及び名簿
- 3 運営協議会規則
- 4 令和6年度第3回学校運営協議会会議録
- 5 令和6年度の学校運営協議会自己評価表
- 6 令和6年度の学校評価報告書 及び
生徒アンケートと保護者アンケート結果
- 7 学校経営書（別紙）
- 8 学校経営構想
- 9 年間行事予定
- 10 いじめ防止基本方針
- 11 令和7年度自己評価表（会長用、記入上の留意点）
- 12 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書
- 13 任命書（本年度委員になられた方のみ）

令和7年度 学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 5月29日 木曜日 15:30～16:30 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について (2)地域人材、企業の活用について (3)夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について	
2	令和7年 10月17日 金曜日 15:00～16:30 会議室	熟議テーマ (1)高台中生徒の現状、学校全体としての課題 学校評価アンケート結果より (2)地域人材、企業の活用について ・中間報告 ・今後の課題	
3	令和7年 2月6日 金曜日 15:30～16:30 会議室	熟議テーマ (1)本年度の高台中の現状と課題 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)来年度の学校経営について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (3)高台中CSが目指すもの 本年度の振り返りと来年度に向けて (自己評価) ☐ 夢育やらまいかCS加算分の報告	★学校評価の自己評価、学校関係者評価は、教育総務課へ提出、学校HPIに公表 ★学校運営協議会の自己評価は、学校運営協議会会長から教育総務課へ提出、学校HPIに公表

令和7年度 高台中学校運営協議会委員名簿

学校運営協議会委員

会長	さいとう けんじ 齋藤 健二
副会長	おかもと まもる 岡本 護
委員	やまざき えみこ 山崎 えみ子
委員	わたなべ たかこ 渡邊 貴子
委員	さとなか けいすけ 里中 恵介
委員	きむら だいすけ 木村 大介
委員	すぎもと のりゆき 杉本 典之

学校

校長	もりや けんいちろう 守屋 謙一郎
教頭	やまもと ゆうじ 山本 裕司
教務主任	たかばやし あつし 高林 厚志
生徒指導主事	さとう しゅんいち 佐藤 駿一
CS担当職員	つつい のぶゆき 筒井 信行
CS担当職員	かわしま ひろみ 川嶋 弘美
CSディレクター	わく だ すずか 和久田 鈴香

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第3回 高台中学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月7日（金） 15時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 高台中学校 第2会議室
- 3 出席委員 齋藤 健二、岡本 護、渡邊 貴子、里中 恵介、山崎 えみ子
- 4 欠席委員 木村 大介、鈴木 真一
- 5 学校支援コーディネーター 和久田 鈴香
- 6 学 校 守屋 謙一郎（校長）、松原 通恭（教頭）、高林 厚志（教務、CS担当）、
太田 亮平（生徒指導主事）、川嶋 弘美（教諭、CS担当）、
和久田 鈴香（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 和久田 鈴香（CSディレクター）
- 9 議長 の 選 出
司会の川嶋より、議長の選出について第2回協議会において承認されたとおり、会長を選出する旨の報告があった。
- 10 協 議 事 項
 - （1）学校関係者評価について
 - （2）来年度の学校運営協議会の基本方針
 - （3）学校運営協議会の本年度の反省と来年度に向けて
- 11 会 議 記 録
司会の川嶋より、委員総数7人のうち5人の出席があり、過半数に達しているため、議会在立する旨の報告があった。

（1）学校関係者評価について

議長の指示により、生徒会長より生徒側から見た学校の様子や学校生活での心構えなど報告があった。続いて、教務主任から資料に基づき、2学期の学校アンケート結果の分析と考察、今後の課題と対策についての報告があった。さらに、生徒指導主事からいじめや不登校の現状について報告があり、去る1月25日（土）に文部科学省にて行われた「令和6年度 全国いじめ問題子供サミット」にて静岡県代表として生活委員の生徒2人が発表した旨、報告があった。委員からは以下の発言があった。

- ・ いじめられている側、いじている側は区別できているか。（岡本委員）
→被害・加害を確認してから指導している。相互の見解の違いがみられるケースはあるが、一定の人間関係があり、（いじめを）受けた側が嫌な気持ちになれば「いじめである」と判断し、指導している。（生徒指導主事）
- ・ 不登校の生徒に学校は何ができるかと考えるか。不登校の生徒の進路は。（齋藤会長）
→学び方も多様になっている。リモート授業も受けられるようになっているが、学校に登校できない生徒にとって、リモートで授業の様子を見ることもプレッシャーと感じる生徒もいる。実際にリモート授業を受けているのは少数である。
欠席の多い生徒でも進路先はたくさんある。通信制や定時制のほかにも、全日制の私学には不登校枠として受け入れている高校もある。（本校在学中は）まなびの教室や不登校だった生徒が無事に高校を卒業したと報告をしに来てくれることもある。まなびの教室は教室復帰と社会的自立にむけた場所づくりを目指しているため、学習時間が少なめであることに心配もあったが、ここでエネルギーを蓄えることが高校卒業までの「力」に繋がったのかもしれないと感じた。（生徒指導主事）

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 来年度の学校運営の基本方針

議長の指示により、校長より来年度の学校経営構想案について、引き続き、「(幸せな)大人になるための学校」を学校教育目標とし、従来の自己調整力の育成だけでなく、新たに「自己判断力の育成」を加え、考えるだけでなく、正しい(より良い)方向に決断する力を育てていきたい旨の説明があり、全員異議なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会の本年度の反省と来年度に向けて

議長より、学校運営協議会として目標に掲げた三本の柱「①不登校支援」「②地域で育てる」「③よい行動・表れの紹介」について、学校側からの報告を求められ、教頭から本年度の取り組みについて以下の報告があった。

① 不登校支援

会長より紹介のあった浜松市水道局・薬局(住吉地区)・保育園・ミカン農家(和合地区)への体験については、来年度の活動候補となっている。また、渡邊委員から紹介のあった本田技研についても、来年度の教育活動に生かせたらと考えている。

② 地域で育てる

高台中校区の方を講師に迎えて「筆講座」を実施し、協議会委員の皆様や地域の方へ年賀状を送った。また、浜松出身の早川千晶さんや太田智樹さんを迎え、全校対象に講演会を行い、生徒の心の熟成に繋がられた。

③ よい行動・表れの紹介

筆講座や講演会、学校運営協議会の様子などを生徒へのお褒めの言葉を加えた掲示物を作成して廊下へ掲示し、生徒に発信した。さらに新聞社へも声をかけて記事にもらい、新聞記事も廊下へ掲示した。

委員からは以下の発言があった。

- ・ 中学校で(CSとして)何が必要なのか模索中である。先生方のCSへの周知が広がれば学校側からの要望も増えるのではないかと。(渡邊委員)
→教員内に地域の方の力を借りるという意識を高めたいと考える。(教務)
- ・ 先生方は入れ替わってしまうが地域の方は変わらないため、その地域の方と高台中を結ぶものがあれば協力したい。(山崎委員)
- ・ 「幸せな大人になるための学校」を目指すなら、幸せに活躍している大人の授業を受けさせるのもいいのではないかと。社会人の生の声に触れさせるのは中学生には良いタイミングと考える。(里中委員)
→講演会の中で輝いている大人の姿もみせているが、より地域の大人の声に触れさせる機会を増やせるよう、総合学習の時間や帰りの会などをつかって実施することは可能である。(教務)

議長より、③よい行動・表れに繋がるものとして、中日新聞のひとこと欄に本校の生徒3名の言葉が掲載された旨、報告があった。また、本校で実施予定であったICT機器を用いた検証授業が諸般の事情によって見送りとなった旨、報告があった。

続いて、来年度の目標として引き続き、「①不登校支援」「②地域で育てる」「③よい行動・表れの紹介」をCSが関わる三本の柱とし、より充実させて、来年度中には何かを実施できるようにしていきたいとの提案があり、全員異議なくこれを承認した。

12 連絡事項

(1) 夢育やらまいか事業CS加算分の報告について

教頭より夢育やらまいか事業CS加算分について、第1回目協議会で議決された通り使用した旨、報告があった。

(2) 部活動について

(3) 筆講座(地域人材活用)の実施報告

(4) 学校支援CD研修会報告

令和7年度の予定

- 第1回 5月20日(火) 15時30分から16時30分まで
- 第2回 10月17日(金) 15時00分から16時30分まで
- 第3回 2月 6日(金) 15時30分から16時30分まで

＜本年度の目標＞

高中生が幸せな大人になるための支援(=3本の柱=の具現化に向けて)の足掛かりの年とする

① 職業体験等による不登校生徒へのサポート

○自立に向けて、地域の職場体験先の有効活用

② 子どもは地域で育てる

○地域の人材や事業所の有効活用

③ 良い行動の紹介

○HPや新聞掲載等を通じて発信

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

○校長を中心に学校教育目標、めざす生徒像の説明を受けた。

○令和6年度の指導の重点

- ・生徒とともに、主体性を伸ばし、学びに向かう姿勢を育む教育活動
- ・魅力的な大人であり、チームとして共に学ぶ高め合う教師等についての説明を受けた。

○学校側としていくつかの取り組み内容は理解出来たが、委員同士の熟議は十分になされなかった。その主な要因としては委員の出席者が少ないことがあげられる。来年度は委員への参加依頼を積極的に行う必要性を感じた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

○学校教育目標「幸せな大人になるための学校」の支援、3本柱の具現化に向けての意見が出された。特に、不登校生徒へ職業体験先を委員からいくつか紹介された。また、各種の地域の人材を紹介してくれようとしている地域に精通した熱心な委員がいる。学校や生徒にとってどんな支援が必要か、学校側からの提案を今後も要望していく。

○どの会でもいくつかの意見が出されたが、いずれも単発的な意見交換に終わってしまうことが多く、来年度はより熟議を深めたい。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

○各委員が個人的にそれぞれの立場で情報発信をしている。また、学校側としても、いち早く会の様子をHPで紹介している。各委員の発信力だけでは、影響力は十分ではないので、今後も学校側の働きかけに期待する。なお、学校作成の議事録については、忠実にまとめられていて申し分のない内容である。HPを多くの地域の住民に周知していきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（

「幸せな大人になるため」の支援(=3本の柱=の具現化に向けて)の実践を積極的に進める。

○3本柱の具現化に向けて、委員を中心により実践的な活動を進める。

- ・不登校生徒へのサポートについては、生徒の状況を踏まえながら多くの職業体験先を模索し、実践につなげる。
- ・地域人材に精通している委員や教職員から講師を紹介し、授業や講演会・講話に生かしていく。それらを通して、生徒が輝ける高台地区の未来につなげたい。

・委員からの情報発信はもちろんであるが、学校側としても高台中生全体や個人の良いところを積極的にHPや新聞掲載等を通じて発信していく。

○学校側には委員の意見を積極的に取り入れ共に実践を進めていくように強く要望する。

令和6年度 高台中学校 学校評価報告書

1、本年度の取り組み

【学校教育目標】

『大人になるための学校』

高台中学校

【目指す生徒の姿】

1 自他を尊重し、他者と協働する生徒（人間関係形成・社会形成能力）
2 自分の良さを生かして、計画的に粘り強くやり通す生徒（自己理解・自己管理能力）
3 課題を見つけ、自分で考えて解決する生徒（課題対応能力）
4 ありたい自分を常に考え、成長した自分を認めつつ、時と場により目標の変更や調整ができる生徒（キャリアアブラニンング能力）

【重点目標】

・自分の命・人生、他者の命・人生を何よりも尊重する
・最高の舞台でこそ、最高の成果が発揮できるように、一日一日を大切に。キーワード「高中プライド」
・生徒と共に生徒の主体性を伸ばし、学びに向かう姿勢を育む
・魅力的な大人であり、チームとして共に学び高め合う教師

2、自己評価（学校アンケート） ※数値は肯定的な回答の割合（％）

学校アンケートの質問項目		【生徒の評価】	【保護者の評価】
1、学校は、「大人になるための学校」であることを意識して教育活動を進めていると思う。		90.0	83.9
2、学校は、自他を尊重し、他者と協働する生徒を育成していると思う。		91.1	83.9
3、学校は、生徒自身のよさを生かして、計画的に粘り強くやりとおす生徒を育成していると思う。		88.2	77.0
4、学校は、自ら課題を見つけ、自分で考えて解決する生徒を育成していると思う。		89.0	75.2
5、学校は、今の自分の状況を客観的に捉え、それに合った目標を設定する力を育成していると思う。		85.2	72.7
6、学校は、基礎的な学力が身に付くための分かりやすい授業をしていると思う。		94.9	70.6
7、学校は、学習において適切な助言をするなど、個に応じた手助けを行っていると思う。		91.3	65.5
8、学校は、生徒一人ひとりを理解し、大切にしていると思う。		93.5	78.5
9、学校は、いじめのない学校・学級・集団づくりに取り組んでいると思う。		91.1	76.7
10、学校は、子供に命を大切にする態度を教えていると思う。		90.4	81.5
11、先生は、頑張っていることをほめてくれたり、励ましてくれたりすると思う。		87.2	82.9
12、学校行事は、子供たちにとって、所属感や成就感を味わわせるものになっていると思う。		91.1	86.7
13、生徒は、ここ一番の場面で底力を発揮するために、一日一日を大切に生活している。		84.4	73.4
14、生徒は、学校生活を楽しいと感じている。		87.7	81.6
15、生徒は、自分の将来に対する夢や希望をもっている。		69.7	66.8
16、生徒は、学習や生活、悩み事について、先生方に相談しやすいと感じている。		60.7	57.4
17、生徒は、困ったことや悩みを相談できる友人がいる。		85.8	81.7
18、生徒は、家庭学習の時間が十分に確保できている。（学年+1時間 例：2年生…2+1＝3時間）		56.5	48.0
19、生徒は、学校での出来事を家庭でよく話す。		73.9	76.6

3、学校関係者（学校運営協議会）の評価

○いじめ防止フォーラムを参観し、その様子から生徒の自治的な活動が活発であり、自浄作用が働いている様子がよく分かった。

○「（幸せな）大人になるための学校」を目指すのであれば、幸せに活躍している大人の授業を受けるのもより効果的ではないか。

○先生方は人事異動により変わるが、地域の人材は変わらない。その地域の人材が学校の教育活動に関わることで生徒の成長や学校の活性化に大きく影響すると考えるため、是非地域人材の活用を前向きに進めたい。

○中学校側でCSとして協力することを整理する必要がある。CSの存在や活動が先生方へより周知されれば学校側としての要望や方向性がより明確になるのではと考える。

4、今後の改善方策

◇生徒には自分たちが考えている以上に学校が地域に支えられていること、期待されていることを実感させるために、地域の人材の有効な活用を検討したい。

◇生徒、保護者がさらに安心できる学校になるために、いじめを許さない命を大切にする姿勢を常に発信し、生徒・保護者・地域との丁寧なかかわりを心掛け信頼貯金を蓄えたい。学校の地道な取り組みが、生徒から普段の生活の悩みや将来の希望について気軽に相談しやすい体制作り、温かい雰囲気作りにつながることを意識する。

◇生徒が自ら課題を解決したり、自己調整をしたりする力を高めるための授業研究を推進する。
I C T機器の積極的な活用を進めることで生徒にそれらの力を身に付けさせるとともに、教員の働き方改革の推進につなげたい。

◇生徒会主体で「いじめ防止フォーラム」を継続して開催し、いじめ防止について生徒の高い意識、自浄効果のさらなる向上を目指す。

令和7年度 浜松市立高台中学校学校経営構想

1 はじめに

- (1)「命（自分、周り）を大切にする教育」の推進：ウェルビーイングの実現
- (2)「信頼貯金」を貯える：丁寧な関わり（生徒、保護者、地域）



学校教育目標「(幸せな)大人になるための学校」：自己判断力の育成
めざす姿：キャリア教育の視点の4つ

2 国や浜松市の動向

(1) 次期教育振興基本計画（R5年～R9）

- ・ウェルビーイング：一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ
- ・エージェンシー：目標を設定し振り返り責任をもって行動する能力…自己判断力
- ・VUCAの時代：情報活用能力、言語能力、問題発見解決能力の学習基盤の育成
- ・令和の日本型学校教育：個別最適な学びと協働的な学び
- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」
- ・当り前の脱却、「正確性、効率性」→「省察力、感情コントロール」「多様性、寛容性」

(2) 第4次浜松市教育総合計画（R7年～16年）

- ・教育理念「描く夢や未来の実現」～主体性、多様性・包摂性、信頼・協働～
- ・目指す子供の姿：①自分らしさを大切にする子供
②他者と協働し、主体的に行動できる子供
③自己調整しながら粘り強く取り組む子供

3 高台中学校の教育 実態（経営・運営上の強みと課題）

- (1) 学校教育目標を多くの職員、生徒が認識できている。そして愛着を持っている。

① アンケート結果

・ R6 各学年

1年生	94.2	2年生	91.7	3年生	94.1	全体	93.3
	88.6		89.8		93.0		90.0

- (2) 生徒が主役を担っていく土台、伝統ができつつある。

- ①授業内での自己決定力、自己調整力の育成
- ②実行委員会が運営する学校行事
- ③生徒会執行部、専門委員会に考え、決定させる学校運営

「いじめフォーラム」の実施

「高台グランプリ」の実施等

- (3) 困難なこと、未経験のことにも立ち向かい、成果をあげる職員集団である。

- ・R3 目指す生徒の姿（キャリア教育との関連）
- ・R6 自己調整力の育成に向けたICT教育の具体的な推進

- (4) 課題

- ・自己調整力など考える機会は増えて良いが、正しい（より良い）方向に決断する力（自己判断力）
- ・責任を持って行動する力 ・忍耐力 ・学力

4 高台中学校の教育 成長過程

(I) 学校運営、教育課程としての成長過程

基礎期 → 向上期 → 充実・発展期

令和7年度 学校経営構想

校訓 自覚：自主、敬愛、実行

学校教育目標

「(幸せな)大人になるための学校」高台中学校

未来の実現

めざす生徒の姿

- ・ 自他を尊重し、他者と協働する生徒 (人間関係形成・社会形成能力)
- ・ 自分の良さを生かして、計画的に粘り強くやり通す生徒 (自己理解・自己管理能力)
- ・ 課題を見つけ、自分で考えて解決する生徒 (課題対応能力)
- ・ ありたい自分を常に考え、成長した自分を認めつつ、
時と場により目標の変更や調整ができる生徒 (キャリアプランニング能力)

【 令和7年度の重点 】

◎自分の命・人生(キャリア)、他者の命・人生(キャリア)を
何よりも尊重する → いじめは許されない

◎今を感謝する心と行動する挑戦心を持つ。

自己判断力・自己調整力の育成

キーワード「 チーム高台 」

○生徒とともに、生徒の主体性を伸ばし、学びに向かう姿勢を育む教育活動

- ・ すべての活動を通した高台中キャリア教育 (めざす生徒の姿)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (複線型授業実践)
- ・ 一人一人の個性(マイノリティ)を尊重した生徒指導
- ・ 生徒主体の特別活動の工夫
- ・ S D G s を意識した総合的な学習
- ・ 目的意識を持った学校行事の運営、C S を活用した保護者地域との連携

○魅力的な大人であり、チームとして共に学び高め合う教師

- ・ 自らの課題意識を大切にし、自身のキャリアを主体的に向上させる教師
- ・ つながりを意識し、その場に応じた本質的な対応ができる職員集団

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	水	後彰・任命式・生徒総会(5校時)/モートン通信(週配)6校時/学年専門委員会(10.11月)	1	土		1	月		1	木	元日	1	日		1	日	
2	木		2	日		2	火	夢講演会(いぬじゅん氏)	2	金	閉庁日	2	月	B日課	2	月	B日課
3	金		3	月	文化の日	3	水	学年専門委員会(12月)	3	土	閉庁日	3	火	私立高入試 3年給食なし	3	火	
4	土	新人大会(卓球・バスケット・野球) 西部大会(駅伝)	4	火		4	木		4	日		4	水	私立高入試 新入生説明会 3年給食なし	4	水	公立高入試 3年給食なし
5	日	新人大会(卓球・バスケット)	5	水	B日課 午後カット	5	金		5	月		5	木		5	木	公立高入試 3年給食なし
6	月	B日課	6	木		6	土		6	火	始業式	6	金		6	金	3年生を送る会
7	火	がん教育(1年6校時)	7	金	総合まとめどり 給食なし	7	日		7	水	給食開始 学年専門委員会(12月)	7	土		7	土	
8	水	思春期教室(2年 6校時) 学級運営委員会	8	土		8	月		8	木	県学力調査(1,2年) 3年実力テスト 6校時 カット・私立高事前入試(～13日)	8	日		8	日	
9	木		9	日		9	火	進路説明会(56校時)	9	金		9	月	B日課	9	月	B日課
10	金	第2回定期テスト(3年) 6校時カット	10	月	B日課	10	水	12年技能教科テスト(1校時) 学級運営委員会	10	土		10	火		10	火	公立高追検査
11	土	新人大会(柔道)	11	火		11	木		11	日		11	水	憲国記念の日	11	水	
12	日		12	水	B日課	12	金	B日課 午後カット 三者面談	12	月	成人の日	12	木	第4回定期テスト 6校時カット	12	木	3年給食終了(予定)
13	月	スポーツの日	13	木		13	土		13	火		13	金	私立高合格発表 再募集AWeb出願(～17日) 3年給食なし	13	金	公立高合格発表 3年給食なし
14	火	学校保健委員会(3年 56校時)	14	金	第3回定期テスト 6校時カット	14	日		14	水	私立高Web出願(～22日) 学級運営委員会	14	土		14	土	
15	水		15	土		15	月	B日課 午後カット 三者面談	15	木		15	日		15	日	
16	木		16	日		16	火	B日課 午後カット 三者面談	16	金		16	月	B日課	16	月	
17	金		17	月	学校保健週間(～11/21)	17	水	B日課 午後カット 三者面談	17	土		17	火	公立高願書受付(～19日) 私立高再募集A願書受付(～18日)	17	火	給食終了 卒業式練習・準備 公立高再募集願書受付(～18日)
18	土		18	火	6校時カット	18	木	B日課 午後カット 三者面談 給食終了	18	日		18	水	学年専門委員会(3月)	18	水	卒業式AM 修了式PM
19	日		19	水	3年技能教科テスト(1, 2校時)	19	金	終業式	19	月	B日課 学校給食週間(～23日)	19	木	再募集入試	19	木	
20	月		20	木		20	土		20	火		20	金		20	金	春分の日
21	火		21	金		21	日		21	水		21	土		21	土	
22	水		22	土	浜松市中学校総合文化祭	22	月		22	木		22	日		22	日	
23	木		23	日	勤労感謝の日	23	火		23	金		23	月	天皇誕生日	23	月	公立高再募集検査
24	金		24	月	振替休日	24	水		24	土		24	火	希望面談 6校時カット 再募集A発表期日	24	火	
25	土	地区大会(駅伝)	25	火	Pプラス(1, 2年)56校時	25	木		25	日		25	水	希望面談 6校時カット 公立高志願変更(～26日)	25	水	公立高再募集発表
26	日		26	水		26	金		26	月	B日課	26	木	希望面談 6校時カット	26	木	離任式
27	月		27	木	県学力調査(3年) 市学力調査(2年)6校時 時カット	27	土		27	火	私立高願書受付(～28日)	27	金	希望面談 6校時カット	27	金	
28	火		28	金		28	日		28	水		28	土		28	土	
29	水	B日課 午後カット	29	土		29	月	閉庁日	29	木		29	日		29	日	
30	木	合唱コンクール(アクト大ホール) 給食なし	30	日		30	火	閉庁日	30	金	参観会・懇談会				30	月	
31	金	合唱表彰・振り回り(1校時)				31	水	閉庁日		土					31	火	

浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針

【高台中学校いじめ防止スローガン】

尊重しよう 相手の意見 互いの優しさあふれる高台

(第63代高台中学校生活委員会 策定)

浜松市立高台中学校

浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	5
(4)	生徒会の取組	5
(5)	地域や家庭との連携	5
(6)	関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	6
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	8
(1)	高台中年間指導計画	8
(2)	いじめの未然防止	9
(3)	いじめの早期発見	10
(4)	いじめに対する措置	11
(5)	関係機関との連携	12
(6)	学校における教育相談体制の整備	12
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
(8)	いじめが「解消している」状態	12
(9)	「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	13
(1)	地域の役割	13
(2)	家庭の役割	13

第3 重大事態への対処	14
1 重大事態の意味	14
(1) 生命心身財産重大事態	14
(2) 不登校重大事態	14
(3) 子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施	14
4 調査結果の提供及び報告	15
5 その他の留意事項	15

令和6年3月15日改定
令和6年5月7日改定
令和6年6月5日改定
令和7年2月17日改定

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 13 条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第 2 条第 1 項及び第 3 項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 生徒会の取組

生徒会執行部、生活委員長が中心となり、生徒主体でいじめ防止について取り組むことで、いじめを許さない雰囲気をつくっていきます。

- 高台中学校いじめ防止フォーラムを実施し、生徒同士で身近ないじめについて理解を深め、いじめを許さない雰囲気づくりをする。
- 高台中学校いじめ防止スローガンを掲げ、いじめを未然に防止する雰囲気づくりをする。

(5) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任
 - ・必要に応じて、学年主任、発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対応にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎週1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長：「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭：校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任：いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

- エ 生徒指導担当：いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭：児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
：児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
：発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1)高台中年指導計画

※G E：グループエンカウンター C P：キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 生活オリエンテーション 授業開き・ルール確認 学活・1年間の目標(CP)	道徳・公正公平 はままつマナー 人間関係作り(GE)	生き方講演会 学活・情報モラル講座 道徳・生命尊重 はままつマナー	学活・1学期振り返り(CP) 終業式・夏季休業過ごし方		体育大会・縦割り活動 道徳・友情信頼 はままつマナー	合唱コンクール 道徳・思いやり	地域学習人間関係作り(GE)	終業式学活・2学期振り返り(CP)	道徳・相互理解 はままつマナー	人間関係作り(GE)	終業式卒業式 道徳・感謝 学活・年間振り返り(CP)
	対面式		生徒集会 いじめや命について考える月間 いじめ防止フォーラム	生徒会選挙					学校保健週間	いじめ防止フォーラム		
いじめ対策委員会(毎月)、生活部会												
教職員	校内研修 ・基本方針 ・組織	研修 ・生徒理解 ・1学期の取組	アンケート実施 研修 ・発達支援教育	研修 ・アンケート結果より	・方針見直し	研修 ・授業研究	研修 ・事例検討 アンケート実施		アンケート実施	研修 ・カウンセリング	アンケート実施 研修 ・今年度の取組の振り返り	研修 ・次年度の取組について
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針説明 ・生徒指導方針説明	学校運営協議会 ・方針説明 教育相談	小中情報交換会 ・情報モラル	三者面談	健全育成会標語 人権作文		学校運営協議会	教育相談	三者面談	教育相談 参観会 懇談会	希望面談 学校運営協議会 新入生説明会	

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「大人になるための学校 高台中学校」の具現化を目指し、「自他の命・人生（キャリア）を尊重すること」と「誰もが安心して過ごすことができる学校を目指すこと」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、生徒会主導「高台中学校いじめ防止フォーラム」の実施をすることでいじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を実施する。

なお、令和5年度に実施した「高台中学校いじめ防止フォーラム」で生徒会が主体となり、以下のスローガンを制定した。

【尊重しよう 相手の意見 互いの優しさあふれる高台】

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
6月	生徒会主導による「第1回高台中学校いじめ防止フォーラム」の実施 学級活動での情報モラルについて考える授業の実施
12月	生徒会主導による「第2回高台中学校いじめ防止フォーラム」の実施
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
4月	生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
学期初	「はままつマナー」を活用した日々の振り返り
5月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業と日々の生活
6月	「情報モラル」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
10月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と体育大会の実施

11 月	「思いやり」をテーマにした道徳の授業と合唱コンクールの実施
エ	発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援
11 月	多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
4 月	生徒会主催の対面式による仲間づくり
6 月	自己の生き方について考える生き方講演会の実施
9 月	縦割り活動を取り入れた体育大会の実施
11 月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験・地域学習
1 月	自己の在り方について考える総合的な学習の実施

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1～2回

※生活アンケート調査は、2月に1回程度行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・家庭で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末は全員実施する。(二者面談もしくは三者面談)

2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っで見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、本人・保護者に確認するなど他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立高台中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外

感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態

様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

学校番号 (小・中)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立() 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

--

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

--

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--

(様式1)

学校番号 (小・**中**)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立() 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を再確認し、委員間で共有する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標か、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。
- ※ 1～2点に絞るとよい。

※【重要】<評価項目1～3>と<来年度の目標>は、委員個人の評価ではなく、協議会としてまとめた評価を記載する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての評価を記載する。
- ※ 学校運営の基本方針(自校の学校教育目標や「育てたい力」等)について、協議した内容を簡潔に評価する。(1～2点でよい。)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもと、振り返る。
- ※ 成果・課題等を簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。(1～2点でよい。)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果(会議録への記載内容等)について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 1～2点に絞り、記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

(様式1)

令和7年5月29日

浜松市立高台中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

浜松市立高台中学校運営協議会

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和7年5月29日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 学校教育目標「大人になるための学校」の具現化に向けて、
学校行事において、地域保護者へのつながりを大切にしながら、
自己有用感や充実感を持たせたい。
⇒芙蓉祭体育大会や合唱コンクールにおいて、生徒の手でスローガンを立案し、掲示物の作成や掲示を通して、当日地域保護者の方々に見ていただくとともに、活動における充実感を得られるような場を設定する。
⇒合唱コンクールに向けて、専門的な講師を招き、専門的なアドバイスをいただいた上で行事の練習に粘り強く取り組み、コンクール当日に自信をもって地域保護者の方々に披露できることで、自己有用感の醸成につなげられるような場を設定する。
- ② 学校教育目標「大人になるための学校」の具現化に向けて、
行事の様子や部活動の活躍など、学校での生徒の様子を地域の方々にわかってもらえるような発信があるとよい。
⇒地域保護者の方々に学校の様子をより理解いただけるように、学校の様子や生徒の活躍を紹介するわかりやすいものを使って積極的に発信する。